

2005. 7. 29 第4号



地域づくりコミュニケーション
— 農村振興局メールマガジン —

農林水産省農村振興局



◆◇ 目次 ◇◆

□ 皆様からの質問等に対して（全般的な事項）

■ 農村における資源保全施策について（その4）

- ◆ 施策の具体化に向けた調査・検討
- ◆ ご質問等への回答（資源保全施策）

■ 元気な地域づくり交付金について（その4）

- ◆ 「入口から出口重視へ」への転換
～ 成果指標のフォローについて ～

□ 皆様からの質問等に対して（全般的な事項）

これまで皆様から寄せられた全般的なご意見・ご質問についてお答えします
（お答えしづらいものもありますことご理解いただくと幸いです）。

＜新規制度の募集で、締め切りまであまりにも短く準備期間が足りない場合や、
地方自治体の予算編成のタイミングと合わないケースがあり配慮がほしい＞

新規制度については早期の募集ができるよう努力しておりますが、新たな実
施要領や運用方法に関する調整・整理に時間を要するため、十分な余裕を持っ
た募集に至らない場合がありますことご指摘のとおりと存じます。

当方としましては、最終的な募集方法を確定する前でも事前に概要のPRを
行い各地域での検討につながればと考えており、12月の政府案決定の際など予
算編成の節目において報道機関を通じた情報提供や、省ホームページでも予算
関係の情報提供を行っているところですし、各地方で説明会を開催してPRに
努めている制度もございます。

このような情報提供と寄せられた質問回答などを通じて、制度を利用する地

方自治体やNPOの皆様との連携を深めて新規制度が混乱なく立ち上がるよう努めたく存じます。本メルマガも新規制度の効果的な紹介につながればと考える次第です。

<不在地主の耕作放棄地を集落全体で保全・復旧するために、土地の使用ができるよう制約となる所有権や農地法の制度を改めるのはどうか>

不在地主の耕作放棄地を集落全体で活用するためには、集落を基礎とした営農組織の育成・法人化を推進することが重要であると考えており、このことは、新たな食料・農業・農村基本計画においても位置付けられているところであります。

既に、農業経営基盤強化促進法においては、営農組織の特定農業団体や特定農業法人が、市町村が作成した農用地利用集積計画に沿って農用地の権利取得を行う場合は、農地法3条による農地の権利移動の許可が不要となる扱いとしていることに加え、9月からは本法の改正により、周辺に影響を与える遊休農地について、地権者に対し市町村長が支障の除去（草刈り、土石の排除等）を命令することができるようになるなど、遊休農地への対応に向けた市町村長の権限がより拡大されることが決定しています。

なお、平成17年度から新たにスタートした「元気な地域づくり交付金」において、遊休農地の解消作業を行う際に必要となる作業機の借り上げや、多様な主体が農業生産活動や市民農園の開設を行う際に必要となる土地条件整備への支援等を行っているので活用願いたいと思います。

<新たな「食料・農業・農村基本計画」の担い手や集落営農に傾注する施策で自給率の向上は図られるのか。それらの施策に加えて、兼業農家や小規模農家への積極的な支援も考えてほしい>

「食料・農業・農村基本計画」は、各種施策を総合的かつ計画的に講じていくため作成しております。新たな基本計画において望ましい農業構造の実現を目指す「産業政策」として対象を担い手や集落営農に絞っていく考え方が示されておりますが、一方、「地域振興施策」として担い手以外の農家や非農家も対象として、集落の維持・安定や活性化を図る方向なども示されており、単独の施策だけで目標達成を図るものではないことをご理解頂きたく存じます。

ここで「地域振興施策」ですが、これまでは「格差是正」を主としたハード整備中心の考えがりましたが、新たな食料・農業・農村基本計画では、地域の多様性を重視して個性を伸ばしていく考えに転換していくことが示されてい

ます。本メルマガで紹介している「元気な地域づくり交付金」は個性ある地域づくりに向けた取組を支援する事業として新たに設けられたものです。

<農家の高齢化は機械化で対応できるが、高齢者の知恵（米作り）が伝わらないことが問題ではないか>

地域活性化に向けて、地域の資源を活かした取組を進めていくにあたり、消えてしまう恐れのある高齢者の技術をレッドデータとしてリストアップし、これを保存していく取組をしている地域があります。

「元気な地域づくり交付金」では、例えば、地域で共同してコミュニティビジネスに取り組む際の地域資源調査や専門家を招く経費については支援対象としております。このような制度を活用して、各地域で地域資源の保全・活用に向けた取組が促進されるよう努めていきたいと存じます。

<「景観保全基金」を設け、市民から寄付を募り景観保全活動に取り組むのはどうか>

近年、景観法が制定されるなど美しい景観に関する関心が高まってきております。「景観保全基金」については現段階では当局には基金造成を支援する制度は見あたりませんが、農村地域における美しいむらづくりが促進されるよう、美しいむらづくりに向けた取組の表彰や、参考図書の作成を行うなど地域活動の推奨に努めているところであり、また前回ご紹介いたしましたが「景観法」では景観農業振興地域整備計画に基づいて景観保全の観点から耕作放棄地をNPO等に管理を委ねることもできるようになりましたので、是非参考にして頂ければと存じます。

■ 農村における資源保全施策について（その4）

◆ 施策の具体化に向けた調査・検討

今回は、資源保全施策のねらいとイメージについてご紹介させていただきました。今回は施策の具体化に向けた現在の状況についてご紹介いたします。

- 今春から全国約400の地域で実態調査が始まっています。この調査では、
- ア. 高齢化や混住化など農村がどのような困難に直面しているのか。
 - イ. 水路や農道など、どのような資源がどれだけ分布しているのか。
 - ウ. それらを保全する共同作業がどのように行われているのか。

といった、多様な地域実態を明らかにし、制度の設計に反映させることを目的としています。

また調査と並行して、有識者による「農地・農業用水等の資源保全施策検討会」が立ち上げられ、施策のあり方をめぐる多角的な議論もスタートしました。6月21日に開催された第1回検討会では、「農村には高齢者でも出来る仕事がたくさんある。状況変化をマイナスイメージだけではなく前向きに捉えることも必要」、「資源を活用することから都市農村交流やコミュニティビジネス等の農村の振興に繋がる」、「資源の多様な役割について、農家の側からも農地・農業用水が公共財であることをアピールするべき」、といった意見が出されました。

8月下旬に予定されている第2回検討会では、実態調査の成果を中間報告し、さらに議論を深めていくこととしています。

引き続き、各地の皆様からの声を参考にしたいと考えておりますので、ご意見等をお待ちしております。

(参考：第1回検討会資料)

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/nouson_sinkou/yousui/01/itiran.html

◆ ご質問等への回答（資源保全施策）

<いかなる時代でも農村部の担い手と兼業小規模農家とが助け合って農村を維持できる施策づくりが最も望まれることである。>

ご意見ありがとうございました。

ご提案いただいた施策の方向性は、私たちの考えと合致するものです。資源保全施策は、農地・農業用水等の資源が、これまで集落等の地域共同の取組により保全管理されてきたことや、面的な広がりやつながりを有し、個々の農家・経営体では十分な保全管理が困難であること等を踏まえ、個々の農家の経営等に注目するのではなく、農家を中心としつつ、地域住民など多様な主体も幅広く参画する「地域」の取組に着目した施策にしたいと考えています。

<水や農地は国民の生命を保障する社会資本ですので、国の責務と権限で、国民から理解を得られる範囲で、国と管理組織とが直結した管理体制支援を期待

します。>

ご意見ありがとうございました。

ご意見の通り、農地・農業用水等の資源は食料の安定供給や農業の有する多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本です。資源保全施策では、これらの資源を良好な状態で次世代に継承することができ、また国民の理解と納得が得られるような仕組みとなるよう検討していきたいと考えています。

■ 元気な地域づくり交付金について（その4）

◆ 「入口から出口重視へ」への転換

～ 成果指標のフォローについて ～

交付金の仕組みは、従来の補助金の仕組みと比べて、地域の裁量の拡大、手続きの簡素化など、地域の視点から見た使い勝手のよさを向上させるため、さまざまな改良を加えています。その中の1つに「入口から出口重視へ」という言葉があります。

従来の補助金制度では、「こんなことをやりたい！」と思い立ってから、その事業が実現するまでに、多くのハードルがありました。事業主体が作った計画は国や都道府県のチェック（「審査」と呼ばれます）を受けることになりませんが、この「審査」は一般に厳密で、計画内容が定められたルールに従ったものになっているか、設計は正確か、費用の積算は妥当かなど、事細かなチェックが必要とされ、そのための追加・補足資料の作成など、審査する側・される側双方に大きな負担となっている面がありました。

交付金化に伴い、こうした手続きを思い切って簡略化しました。

計画内容の審査は、基本的に計画の承認権を持つ都道府県段階までで終わらせ、国と都道府県の間では従来の計画協議（いわゆるヒアリング）は行わないこととしました。また、要綱・要領に定められる資料以外は要求しないなど、地域の裁量の拡大と業務量の軽減を図りました。

そのかわり、と言っては変ですが、事業の入口のチェックにかかる時間・労力を、事業実施後の効果の測定（＝出口）にシフトして、適正な制度運営を図る。これが、「入口から出口重視へ」という考え方です。

具体的には、「元気な地域づくり計画」の中で地域がめざす姿を、実施する事業の成果（例えば遊休農地の解消面積、交流人口、住民活動の取組数など）として数値化し、成果指標として設定しますが、事業の実施後にこの指標の達

成状況をフォローします。（指標の種類は、政策方向を踏まえて国が示したりリストの中から、実施する事業との関連で選択されます。）

もちろん数値の水準は、地域の状況を踏まえて、事業主体の判断により設定する、「自己申告値」なので、特別な理由がない限り達成されることが前提です。

達成状況を測定し、達成された地区はともかく、未達成の地区については、どうなるのでしょうか。

制度上は、その翌年以降の交付金の交付にペナルティ措置を講ずることが定められていますが、そのことが本来の目的ではありません。

国は、都道府県や事業主体と一体となって未達成の要因がどこにあったかを調査し、その対応方針を検討して改善計画を策定させ、時期的なタイムラグがあっても、交付金による事業の効果が、最大限に発現されることを目的として、フォローを行いたいと考えています。

こうした制度により、地域の負担を軽減するとともに、交付金による事業効果を明確に示していくための仕組みづくりが、「入口から出口重視へ」という考え方です。（続く）

◆◇ お 知 ら せ ◇◆

～「第5回むらの伝統文化顕彰」の募集について～

農林水産省、都市と農山漁村の共生・対流推進会議（オーライ！ニッポン会議）及び（財）都市農山漁村交流活性化機構では、「第5回むらの伝統文化顕彰」の募集を開始しました。

農山漁村の自然と歴史から生まれ、暮らしの中で受け継がれてきた風俗習慣、芸能、行事、そして様々な技など、貴重な地域の文化資源である「農山漁村の伝統文化」の維持、継承、活用に積極的に取り組んでいる方々、農山漁村の営みや暮らしに関わる貴重な技術を今に伝えている方々、そして伝統文化を地域の活性化に生かしている方々の取組の中から、優良事例を表彰しています。

地域の個性や、後継者の育成、活動による地域の活性化などを審査基準として、学識経験者などにより構成される審査委員会で選考を行い、平成18年2月下旬に表彰式が行われる予定です。

自薦・他薦を問いません。皆様からの積極的なご応募をお待ちしています。

○募集内容

1. 応募資格：農山漁村の伝統文化動に寄与している団体または個人
2. 募集期間：平成17年7月7日から10月31日
3. 応募方法：下記ホームページの応募フォームまたは、郵送にて受け付けま

す。

<http://www.kouryu.or.jp>

4. 応募先：(財)都市農山漁村交流活性化機構 地域活性化支援推進部
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-5-3不二ビル8階

5. 応募内容に関する問い合わせ：

(財)都市農山漁村交流活性化機構

むらの伝統文化顕彰事務局 担当：上野

TEL:03-3548-2718 FAX:03-3276-6771

◆◇ 編集後記 ◇◆

暑中お見舞い申し上げます。今回は皆様から頂いた全般的な事項についてのご提案やご指摘の回答についても試みてみました。できれば再度ご指摘頂き、当方汗(冷や汗?)をかきつつ再回答していきたく思いますのでお願いします。

高齢者の技術の保全については各地でユニークな取組が進められていると存じます。実際に取り組んでいる方はご連絡頂ければ、本メルマガを通じて紹介したく存じますので是非お願いします。

◆◇ ご意見をお寄せ下さい ◇◆

ご意見等ございましたら、下記編集発行先にメールにてお寄せ下さい。双方向のコミュニケーションを進めて行きたいと思っておりますので、農村振興に対するちょっとした疑問、あるいは感想も歓迎ですのお待ち申し上げます。

◆◇ 編集発行 ◇◆

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策課

(担当) 矢野 TEL:03-3502-0030 E-mail:nouson_mm@nm.maff.go.jp

無断転載はご遠慮願います。
